

業務指示書

ミャンマー国ミャンマー工科系大学拡充計画準備調査（ファスト・トラック制度適用案件）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年11月6日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 馬渡 園子 Mawatari.Sonoko@jica.go.jp

質問に対する回答：2013年11月8日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（ ） 認めます。

（○） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：大学・研究機関の機材・施設整備に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（ミャンマー及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年11月13日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(MMK1 = 0.102 円 , US\$1 = 98.29 円 , EUR1 = 132.94 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/高等教育計画
機材計画/運営・維持管理計画 1
建築設計/構造計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.01 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年11月25日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の経験・能力

②本件業務の実施方針

③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・ [直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] の費目間流用はできず、[直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・ 異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・ 業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・ 同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

[直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] の費目間の流用はできない。ただし、[直接経費] 内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

ミャンマー国ミャンマー工科系大学拡充計画準備調査（ファスト・トラック制度適用案件）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦/現地）	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	6.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	4.00	
(5) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション（業務方針的確性、現実性等）		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力 業務主任/高等教育計画	(30.00)	(30.00)
イ 類似業務の経験	12.00	10.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	5.00	4.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	6.00	5.00
ホ その他学位、資格等	4.00	3.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション（専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等）		
2) 業務管理グループの管理体制	-	(6.00)
イ 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(30.00)	
1) 担当事項： 機材計画/運営・維持管理計画 1	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
2) 担当事項： 建築設計/構造計画	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
3) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 要望の背景・経緯

ミャンマーは1950年代までは東南アジア地域では高等教育の先進国であり近隣諸国から留学生が集まっていた。しかしながら、①1960年代からの社会主義政権下において大学への予算配分が恒常的に不足したこと、②1988年に発生した学生の民主化運動デモに伴い、大学が2000年まで断続的に閉鎖されたこと、さらに、③2000年以降、学部生の受け皿として地方に多数の高等教育機関を短期間で新設したため、経験豊富な教員を十分な人数確保することが困難であったことなどから、高等教育の質が低下した。

ミャンマーにおける高等教育は、教育省の全体取り纏めのもと、13省庁が管轄しており、合計163の高等教育機関が存在する。工学系の高等教育機関については、科学技術省が管轄をしており、工科大学（Technological University）31校が存在している。ヤンゴン工科大学（Yangon Technological University, 以下、「YTU」）は科学技術省傘下にある高等教育機関の中で一番歴史も古く、同省傘下の他の工科大学に助言を行う立場にある。民主化運動への対応の中で、2001年から修士・博士課程のみを提供する大学院大学となったが、民主化後の2012年12月からは、新たに6年制のCOE学部プログラムの提供を開始し、下ミャンマー全域から優秀な学生を集めて、近隣諸国に劣らない質の高い学部教育の提供を目指し始めたところである。マンダレー工科大学（Mandalay Technological University, 以下、「MTU」）は上ミャンマー地域を代表する工学系高等教育機関であり、YTUと同様に、上ミャンマー全域から優秀な学生を集めて、拠点学部プログラム（Center of Excellence Bachelor of Engineering Program）を2012年12月から開始している。

YTUとMTUはミャンマーの工学系トップ大学であるが、教育・研究の質について大きな課題に直面している。教育の内容については、実験演習用の機材・施設の不足に起因して、暗記中心の教授法、応用力・実践力が育たない教育方法となっており、また、教員についても、経験の少ない多数の若手教員（教育の中断の影響）、実践経験の不足、教員の能力向上機会の不足等の問題を抱えている。さらに、研究の質についても、研究環境の未整備（研究機材・施設、予算、ジャーナル、学会等）、これに起因する教員の研究経験不足（過去20年間、研究が殆ど実施されず）、教員の研究へのインセンティブ不足などが課題となっている。

上記のような状況に対して、JICAは2013年10月より技術協力プロジェクト「ミャンマー工学教育拡充プロジェクト」（2013年10月～2018年10月）を実施している。同技術協力プロジェクトでは、YTUとMTUの6学科（土木、機械、電気、電子、IT、メカトロニクス）を支援対象とし、本邦支援大学7校の協力のもと、(1)実践的な学部教育の実現（カリキュラム・シラバス改定、実験演習の手引書作成、実験演習用の機材供与、実験演習の実施指導やモデル授業等）や、(2)教員の研究能力向上（教員の博士号取得、共同研究の実施、共同研究用の機材供与、日本の大学で行われている研究室を中心とした教育・研究システムの導入）を中心とした支援を行っている。

同技術協力プロジェクトでは、学部レベルの実験実習用の機材及び共同研究のための機材の供与は行う予定ではあるが、支援規模は技術指導に最低限必要となる限定的なものになる予定である。他方、YTUとMTUの教育・研究用の機材・施設は長期間にわたり殆ど更新がなされておらず、教育・研究用の機材・施設整備の必要規模が極めて大きい。ミャンマーの工学系の人材育成の拠点大学であるYTUとMTUにおける教育・研究の質向上を図り、ミャンマーの社会経済開発や産業振興に必要な高度かつ実践的な人材育成を実現するためには、無償資金協力により両大学の教育・研究の基盤である機材・施設の整備を行うことが喫緊の課題となっている。

本調査は、要望案件の必要性及び妥当性を確認し、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

2. プロジェクト概要

(1) 上位目標：

本事業は、ヤンゴン工科大学とマンダレー工科大学の教育・研究に係る機材施設整備支援を行うことにより、両大学の教育・研究質向上を図り、もってミャンマーの社会経済開発や産業振興に必要な高度人材の育成寄与することを目標とする。

(2) プロジェクト目標：

ヤンゴン工科大学とマンダレー工科大学の対象学科において、研究能力が向上するとともに、実験実習を活用した実践的な学部教育が実施される。

- (3) 期待される成果：
ヤンゴン工科大学とマンダレー工科大学の研究・教育用機材や施設が整備・拡充される。
- (4) プロジェクト内容：
我が国への要望内容/事業概要：
【機材】
ヤンゴン工科大学：教育・研究用機材（大型/高額なものが中心）
マンダレー工科大学：教育・研究用機材（基礎的なものが中心）
【施設】
ヤンゴン工科大学：研究センター棟（対象6学科の機材を設置）
マンダレー工科大学：なし
【ソフトコンポーネント】
協力準備調査にて確認
- (5) 相手側の事業計画：
 - 機材設置に必要な既存施設の確保・改修/環境整備
（マンダレー工科大学向け機材は全て既存施設に設置。ヤンゴン工科大学向け機材は多くは本無償で新設する研究センターに設置するが、一部は既存施設に設置する見込み）
 - 研究センターの建設に必要な土地の確保
 - 予算措置（人件費、運用・維持管理費、国内輸送費等）及び人員配置
 - 免税措置
- (6) 対象地域（サイト）：
 - ヤンゴン工科大学（ヤンゴン管区ヤンゴン市）
 - マンダレー工科大学（マンダレー管区マンダレー市）
- (7) 関係官庁・機関
 - 主管官庁：科学技術省（Ministry of Science and Technology）
 - 実施機関：ヤンゴン工科大学（Yangon Technological University）
マンダレー工科大学（Mandalay Technological University）
- (8) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動
 ア. 我が国の援助活動
 a. 無償資金協力
 ① 人材育成支援無償（JDS）（2002年～）
 b. 技術協力
 ① アセアン工学系高等教育ネットワーク プロジェクト・フェーズ1（2003年-2008年）
 ② アセアン工学系高等教育ネットワーク プロジェクト・フェーズ2（2008年-2013年）
 ③ アセアン工学系高等教育ネットワーク プロジェクト・フェーズ3（2013年-2018年）
 ④ ミャンマー工学教育拡充プロジェクト（2013年-2018年）
 イ. 他ドナー等の援助活動
 a. ADB等：「Comprehensive Education Sector Review (CESR)」をミャンマー政府と主要ドナーが共同して実施中。高等教育分野はアジア開発銀行（ADB）がリードして実施中。
 b. USAID：米国の高等教育機関及び民間セクターの連携を通じた高等教育支援を実施中。
 c. KOICA：YTUにRenewable Energy Research Centerを建設、機材供与、専門家派遣を行う計画あり。その他、ASEAN諸国によるe-learning networkによる支援を行っている。
 d. オーストラリアやノルウェー：奨学金の供与

3. 調査目的

一般プロジェクト無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的および内容を把握し、プロジェクト実施に対する我が国無償資金協力の位置づけ、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費の積算を行うとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 調査範囲

本調査は、ミャンマーから要望があった「工学系機材調達・施設整備計画」について、「3. 調査目的」を達成するため、「5. 調査方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 調査内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAがミャンマー側とで合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 調査方針および留意事項：

(1) 全体方針

ミャンマーの上位計画、要望内容、現在の高等教育（特に工学分野）や産業界における人材ニーズの動向を踏まえつつ、各大学・学科の研究・教育内容に基づいたニーズ、利用計画、施設や機材の維持管理体制、人的リソース、技術水準を確認した上で、要望の内容、妥当性、適切な規模を・内容を見極める。

(2) 要望内容の確認と妥当性

ア. 機材計画について

- a. 各大学・学科の研究・教育水準を勘案しつつ、適切な機材の整備計画を行う。
- b. 2013年10月から開始する技プロ「ミャンマー工学教育拡充プロジェクト」において、ヤンゴン工科大学の対象6学科に対して教育・研究用機材を供与する予定である（なお、マンダレー工科大学にも少額であるが教育用機材を2014年6月に供与予定）ことから、供与予定である機材と重複しないことを確認した上で、機材計画の検討を行う。なお、技プロ及び本無償資金協力による機材の整備計画原案については、技プロの本邦支援大学7校（千葉、新潟、金沢、京都、岡山、長崎、熊本の7国立大学）の教員とYTU・MTUの教員が協議して作成する予定（2013年11月下旬まで）。
- c. ASEAN統合基金（在ミャンマー日本大使館が所掌）を活用して、1億円程度の基礎的機材（PC、実習用計測機器等）が2013年中に納入される予定である。同機材については、上記b.で作成する学科毎の機材計画原案と比較し、重複が生じないようにスクリーニングを行う。
- d. 機材計画に関しては、調査において入札に対応できる仕様を作成するとともに、同国で可能な限り維持管理ができるよう機材の仕様にも配慮しつつ、ソフト・コンポーネントの活用も含めて必要な維持管理体制の整備について提言を行う。
- e. 上記b.の機材計画原案には含まれていないものの、調査時に要望があり、真に必要であると認められるものは、優先順位を確認しつつ計画に含めることを検討する。
- f. 他ドナーの支援との重複が起こらないことを確認しつつ、機材の緊急性及び必要性を精査する。
- g. YTU・MTUともに機材の運用・維持管理体制が脆弱であることが想定されるため、機材の利用計画、維持管理体制、人的リソース、技術水準を十分に確認し、問題がないことが認められた上で優先順位を確認し、計画を策定することとする。
- h. 機材計画の策定の中間段階及び最終段階において、YTU・MTU教員のみならず、（技プロにおいて本機材を活用しつつ技術指導を行うこととなる）本邦支援大学の教員にも助言を求めることとする。

イ. 施設計画について

- a. 施設の新築については、YTUの研究センター棟の建設のみを対象とする。同センターは、上記ア.の機材のうち、研究用機材（特に大型・高額なもの）を中心に配置して、YTU学内の研究活動を活性化・高度化させることを主目的とし、ミャンマーの工学研究の中核施設として他組織（他大学・研究機関）の施設利用を通じたミャンマー全体の研究活動の推進を行うこと、また、計量・計測に係る受託検査等のサービス提供を通じ、民間企業・政府機関への技術支援を行うことを、等を目的とした複合的研究センターとすることを基本構想とする。

本センター施設の設計にあたっては、対象6学科毎の機材/研究室の寄せ集めではなく、6学科の機材が集合体として学際的な研究・試験が可能になる施設設計とする。同時に、振動が生じる機材（例えば土木系）と僅かな振動でも計測結果に悪影響がでる機材（例えば電子系）など、機材の特性に応じた最適の機材配置を可能とする施設設計とする。

なお、本センターの施設設計の素案については、本調査に先立ち、技プロの本邦支援大学の教員と YTU の教員間の協議を通じて参考資料として素案を作成する予定である。

- b. 上記 a.以外の YTU 向けの教育用機材、及び MTU 向けの基礎的な教育・研究用機材については、既存の建物への設置を前提とする。その際、整備される機材の使用・維持管理に必要な施設・設備につき、既存の建物の改修が必要かどうか検討を行い、要すれば施設の改修についても計画する。
- c. 機材の使用に必要な環境（電力の安定供給、水の供給等）についても現状を確認するとともに、必要に応じて無停電電源装置等の設置を含めて環境整備を行う。
- d. YTU・MTU とともに施設の使用・維持管理に係る体制が脆弱であることが想定されるため、施設の利用計画、維持管理体制、人的リソースを十分に確認し、問題がないことが認められた上で計画することとする。

(3) 技術協力プロジェクトとの連携

本案件で整備する施設・機材は、現在実施中である技術協力プロジェクト「ミャンマー工学教育拡充プロジェクト」（2013年10月～2018年10月）及び「アセアン工学系高等教育ネットワークプロジェクト」（主に YTU が対象）（2013年3月～2018年3月）を通じて、対象2大学の教員に対して、教育・研究用機材の運用・維持管理を含む能力向上を図っており、これらプロジェクトの成果の活用及び連携を視野に入れる。また必要に応じて、ソフトコンポーネントの活用についても検討・計画する。

(4) 設計・積算にかかる調査方針

本業務において概略設計・積算を行うに当たっては、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル」を参照する。本事業の特性と求められる水準に配慮しながら、設計および積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

(5) コストの比較及び縮減の検討

研究センター棟の新築、実験室の改修・環境整備、また計画機材の選定について、先行の類似例（他ドナーが建設・供与したのものも含む）があれば、その内容について調査を行い、設計・構造・使用・工法・使用資材、施設内容、規模を踏まえ本プロジェクトによる費用とコスト比較を行う。また、当該国で類似の施設建設や機材調達を行う建設業者、設計・施工監理コンサルタント、調達業者等からもヒアリング、関連情報収集を行い、その結果もコスト比較に反映させ、縮減の可能性も検討する。検討にあたっては、他ドナーによる類似案件とのコスト比較の結果を十分に活用し、代替案の比較等を行う。

(6) 報告書・提出物等の作成

「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」（2011年3月改訂版）（以下、「無償報告書ガイドライン」と記載する。）を参照することとする。

(7) 本事業の環境社会配慮カテゴリーはCとされている。

6. 調査内容

上記「5. 調査方針および留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を想定している。コンサルタントは、効率的、効果的实施についてプロポーザルで提案する。

(1) 国内事前準備

- ア. 要望内容（先方実施機関及び本邦支援大学の間で作成された機材整備及び施設計画に係る原案）、および関連資料の解析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握し、調査全体の方針・方法、現地調査計画ならびに協力計画案を検討する。
- イ. 上記を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) 現地調査

- ア. インセプション・レポートの説明・協議
JICA が派遣する総括・計画管理団員に協力し、インセプション・レポート（我が国無償資金

- 協力スキーム、今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担など）を相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。
- イ. 要望内容の確認
先方との協議を通じた、本計画の背景、目的および要望内容（施設、機材の内容とその優先順位、技術協力・ソフトコンポーネントにかかる要望内容等）、先方実施体制（組織、人員、予算、技術水準、モニタリング・評価体制等）の確認を行う。
- ウ. 高等教育・産業人材育成計画調査
- 当該セクターの現状（一般概況、教育政策、教育行政、教育・人材育成制度等）の確認を行う。
 - ミャンマー全体の高等教育計画や産業人材育成計画の中での本計画の位置づけを確認する。
 - ミャンマーでの高等教育機関の体制（所管省庁、権限、調整・連携機能、予算配分、教員配置等）を確認する。
 - 高等教育政策や産業界における大学（特に対象2大学）の求められる役割、またその現状とのギャップを確認する。
 - 機材の適切な運用・維持管理のための技術面における対象2大学の連携有無の確認と可否を検証する。
 - 上述調査結果を踏まえ、工学系機材・施設整備の妥当性を検証する。
- エ. サイト状況調査
施設計画に基づき、対象サイトを踏査し、土地の状況、既存施設の状況（配置、仕様、活用方法等）、建設可能な土地面積を確認し、自然条件調査（建設予定地の地形測量、地質調査/地盤調査等）を行う。自然条件調査については現地再委託を認める（仕様書は別添のとおり）。
- オ. 援助動向調査
当該2大学を中心に他ドナーによるミャンマーへの高等教育機関（特に工学系）に対する施設・機材供与、技術支援の実績および今後の計画の内容を調査する。連携の可能性がある場合は、そのあり方について調査を行う。
- カ. 機材計画調査
- 要望資機材の品目、仕様、数量の妥当性を確認する。
 - 機材の維持管理体制、メンテナンスの容易さ（スペアパーツ確保・入手状況、代理店等によるアフターケア、サポート体制等）を十分に考慮した機材計画を策定する。
 - 機材の設置スペース、重量のある機材設置の地盤調査、配線、空調設備、水の供給等の状況のほか、関連する備品の調達、設置計画及びその予算措置について確認する。
- キ. 施設計画調査
- 計画供与機材の使用や維持管理のための建設施設の必要かつ妥当な範囲・規模・内容を設定・設計する。
 - ミャンマー国内の建設業者の数・レベル・規模等を確認する。
 - 既存校舎の配置等を踏まえた、最も効果的な敷地及び設計を検討する。
 - 電力状況を勘案した、安定供給や停電等に対応できる設備（太陽光発電設備等）導入を検討する。
 - ミャンマー政府による当該2大学の施設改修・増築にかかる計画等を確認する。
- ク. 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンなど）
- 資機材/建設機械の調達先（現地調達・第三国調達・本邦調達）、調達方法、調達期間、調達価格、輸送費、近年の物価上昇率等について調査する。
 - 現地業者の施工能力について調査する。
 - 協力対象機材（消耗品含む）について、現地代理店、スペアパーツ調達方法、メンテナンス、アフターサービス体制等について調査する。
 - 調達に係る関連法規について調査する。
 - 必要機材の輸送の方法・経路・機関・通関（免税措置）等を確認する。
- ケ. 施工・据付計画調査
- 労務状況、労務関連法規を確認して、施工・添付計画に反映させる。
 - 右記の施工条件を調査し、必要に応じて施工・据え付け計画に反映させる。
 - 事業費及び工期を押さえる施工・据付計画を策定する。
 - 大学運用中の施工・据え付けとなることから、その制約条件（時間帯、場所、法規等）

を確認し、施工・据え付け計画に反映させる。

- コ. 運営・維持管理体制調査
 - a. 当該2大学の既存施設・機材の現況、活用状況、維持管理状況および体制を確認する。
 - b. 当該2大学の予算配賦計画、財政、教員の配置計画、技術水準等を確認し、本計画実施後、対象2大学が確実に運営・維持管理がされるよう留意する。
- サ. 技プロとの連携についての提言
 - a. 「ミャンマー工学教育拡充プロジェクト」との連携可能性を検討する。
 - b. 「アセアン工学系高等教育ネットワークプロジェクト」との連携可能性を検討する。
- シ. 協力対象施設にかかる概略設計、事業計画の策定、概略事業費の積算
無償資金協力として検討された内容について、概略設計を行うとともに、事業計画を策定し、概算事業費の積算を行う。
- ス. 協力対象施設の運営・維持管理費の概算、運営・維持管理上の留意事項の提言
プロジェクト実施後の施設・機材の維持管理計画の策定及びコストの積算を行い、先方実施能力を検討したうえで、運営・維持管理上の留意事項を提言する。
- セ. 相手国負担事業の実施にかかる提言
維持管理費の確保、公租公課の免税手続き、特定地域への旅行許可証の取得等、相手国負担で整備が必要となる項目について調査し、同国側へ提言する。
- ソ. 無償資金協力の意義（妥当性）、範囲及び基本構想の検討
本プロジェクトの意義（妥当性）、について検討するとともに、無償資金協力事業として適切な内容を基本構想としてとりまとめる。
- タ. ソフトコンポーネントの必要性、内容、費用にかかる検討
先方と協議の上、本プロジェクトにおける実施に係る運営面での支援（ソフトコンポーネント）の必要性の有無を検討し、必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネントの計画を作成する。
- チ. プロジェクトの成果、裨益効果、事後評価のための評価指標の検討・課題の提示及び協力実施にかかる提言
プロジェクトの成果を明らかにするため、その有効性について定量的効果と定性的効果のそれぞれについて評価するための評価指標を検討する。さらに、定量的効果と定性的評価については、プロジェクト完成後約3年を目処とした目標年の目標値を設定する。また、プロジェクト実施にかかる課題、提言についても取りまとめる。
- ツ. 環境社会配慮に関する影響の有無の確認
環境社会配慮はC判定であったものの、その他配慮事項があるか確認する。
- テ. その他の配慮事項等の調査
ミャンマー国または同国に進出する日本企業に及ぶ裨益効果を検証する。

(3) 国内解析

- ア. 現地調査結果概要の作成・説明
現地調査の結果を踏まえ、帰国後10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。
- イ. 概要資料の作成
現地調査の結果を踏まえ、帰国後10日以内に概要資料（案）を作成・提出する。なお、同資料に記載する支援対象の施設の設計・概算、及び機材リスト・概算については、当該資料作成に充当できる時間の短さに鑑み、同時点までに可能な範囲で、簡易な設計・リスト・概算を作成する（通常案件での概要資料で求められる精度は要しない）。
- ウ. プロジェクト内容の計画策定（概略設計）
帰国後30日以内を目処に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。帰国報告会及び設計・積算方針会議での議論も踏まえて、必要な解析・検討を行い、概略設計概要書および概略事業費積算内訳書を作成する。また、設計精度については機材については入札に対応できる精度を確保する。
- エ. 準備調査報告書(案)及び機材仕様書（案）の現地説明・協議
上記国内解析の結果を取りまとめた準備調査報告書(案)及び機材仕様書（案）を相手国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費のドラフトを含む）。特に、プロジェ

クト実施における運営・維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策については十分説明・協議する。

協議の結果、準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体および無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

オ. 調査報告書等の作成

相手国政府への準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の説明・協議の結果を踏まえ、最終的に準備調査報告書、調査概要資料、機材仕様書を作成する。なお、準備調査報告書、概要資料は、「無償報告書ガイドライン」に従った内容とする。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち4)から8)を成果品とする。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 業務計画書 | : 和文5部 |
| (2) インセプション・レポート | : 英文20部、和文5部 |
| (3) 現地調査結果概要 | : 和文5部 |
| (4) 準備調査報告書(案) | : 英文10部、和文5部 |
| (5) 概略事業費積算内訳書 | : 和文2部 |
| (6) 機材仕様書 | : 和文3部、英文4部 |
| (7) 概要資料 | : 和文1部及びCD-R 1枚 |
| (8) 準備調査報告書 | : 和文(製本版) 8部及びCD-R2枚 |
| (完成予想図を含む) | : 英文(製本版) 15部及びCD-R2枚 |
| | : 和文(簡易製本版) 3部及びCD-R1枚 |
| (9) デジタル画像集 | : CD-R2枚(デジタル画像40枚程度) |

注 1) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

注 2) 準備調査報告書の仕様(印刷・製本及び電子化の仕様)は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(2010年3月)を確認すること。準備調査報告書(製本版)以外の報告書等については、簡易製本とする。

注 3) 準備調査報告書(和文:簡易製本版)については、製本版にて概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っていることから、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として作成する。

注 4) デジタル画像集の収録内容については、全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの(既存施設及び周辺の状態、地形等)、②類似案件の状況(先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等)、③現地の生活状況を収め、無償資金による事業が完了するタイミングでの施設建設・機材設置状況との対比を行うことを想定し、既存施設・機材あるいは建設予定地、機材設置予定場所等の状況が明瞭となる写真を撮影する。なお、提出にあたっては、写真はjpgのファイル形式でCD-Rに格納し、所定の様式により「デジタル画像記録表」と併せて提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 調査実施スケジュール

2013年12月上旬より国内事前準備を開始し、2012年12月上旬より現地調査を行う。帰国後に2014年1月上旬までに概要資料を提出する。2014年1月中旬から国内して解析を実施し、2014年5月中旬までに概略事業費積算を行い、2013年5月中旬には整備調査報告書(案)説明、2013年6月中旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

項目 \ 時期	2013年 12月	2014年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
(本格調査)								
事前準備	□							
現地調査	■							
概要資料提出		▲						
閣議(3月)				▲				
国内解析		■						
準備調査報告書 (案)説明						■		
報告書提出							△	

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目途

約 20.6 M/M

(2) 業務従事者の構成(案)

1) 分野構成:

- ア 業務主任/高等教育計画(2号)
- イ 機材計画/運営・維持管理計画1(3号)
- ウ 機材計画/運営・維持管理計画2
- エ 建築設計/構造計画(3号)
- オ 設備計画
- カ 施工計画/積算
- キ 機材調達/積算1
- ク 機材調達/積算2

2) 現地調査:ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク

3) 準備調査報告書(案)の説明:ア、イ、エ、カ

- * 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。
- * 上記の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 配布資料

なし

●

4. 貸与資料
 - 要望内容（施設・機材の整備計画原案）
 - ミャンマー工学教育拡充プロジェクト 詳細計画策定調査報告書（案）
人間開発部 高等・技術教育課（TEL 03-5226-8344）まで連絡すること。
5. 閲覧資料（JICA 図書館ウェブサイト）
 - ミャンマー教育セクター情報収集・確認調査 報告書
 - アセアン工学系高等教育ネットワークプロジェクト フェーズ 2 終了時評価、及びフェーズ 3 詳細計画策定調査 報告書
6. JICA 等からの参加団員の構成と現地調査行程(案)
 - (1) 現地調査
 - 1) 団員構成：ア 総括（JICA）
イ 協力計画（JICA）
ウ 土木学科支援（本邦大学）
エ 機械工学科支援（本邦大学）
オ 電力工学科支援（本邦大学）
カ 電子学科支援（本邦大学）
キ IT 学科支援（本邦大学）
ク メカトロクス学科支援（本邦大学）
 - 2) 調査行程：
相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本計画の内容を検討し、ミニッツを取りまとめる（約 10 日間）。
 - (2) 準備調査報告書（案）の説明
 - 1) 団員構成：ア 総括（JICA）
イ 計画管理（JICA）
 - 2) 調査行程：
準備調査報告書（案）について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の確認事項などに関するミニッツを取りまとめる（約 7 日間）。
7. 現地再委託

自然状況調査について、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することを認める。現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。
8. その他の留意事項
 - (1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICA は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工管理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画につき明確に記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2 および様式-3 を準用した表を添付する。
 - (2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中、原則として総括団員の調査に同行するが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を検討する。

以上

自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要望内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目

(1) 地形測量

- 目的：施設の平面計画を行うための土地形状、アクセス、レベルを測定する。
- 内容：ゼオドライト、レベル測定機器を使用した地形測量。

(2) 地質調査／地盤調査

- 目的：構造物建設の位置決定、基礎形式の検討に必要な情報を確認する。
- 内容：ボーリング調査及び室内試験

3. 対象サイト

ヤンゴン工科大学 敷地内

以上